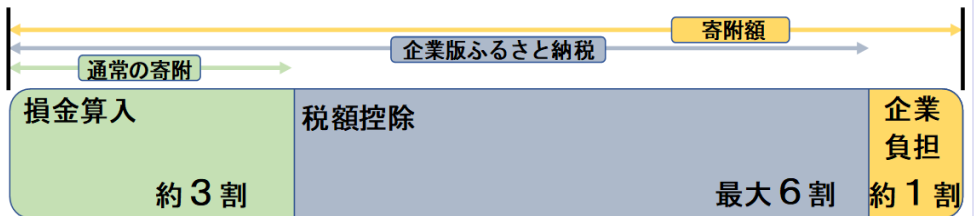


愛川町 企業版ふるさと納税 で応援をよろしくお願いします！



**企業版ふるさと納税
(地方創生応援税制)とは**
国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対して企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除される制度です。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減！

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除 ※法人住民税法人税割額の20%が上限
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除
ただし、寄附額の1割を限度 ※法人住民税額の5%が上限
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除 ※法人事業税額の20%が上限

※税額控除の申告手続きや算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

この制度を活用した寄附の実質的な企業負担は、約1割になります

他にも企業には以下のメリットがあります！

- 社会貢献による企業のイメージアップ
- 町のホームページや広報での企業PR
- 愛川町との新たなパートナーシップの構築
- SDGsの推進

寄附にあたっての主な注意事項

- 愛川町外に本社がある企業が対象となります。
- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附の代償としての返礼品や経済的な利益を受けることは禁止とされています。
- 前年度の地方交付税が不交付の市町村への寄附は対象外となります。

愛川町が実施する地方創生に向けた事業の紹介は裏面にあります！



愛川町企業版ふるさと納税対象事業

1. 地域における安定した雇用を創出する事業

- 伝統産業・地域農業等の促進事業
- 雇用を生み出す創業・産業立地の促進事業
- ビジネス環境の創出事業
- 地域ブランド力向上による産業振興事業 等

2. 地域への新しいひとの流れをつくる事業

- 若い世代の就労促進事業
- 女性が活躍できる就労の場づくり事業
- 若い世代が魅力を感じる定住環境の創出事業
- 観光交流の促進事業 等

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

- 結婚・出産・子育てにわたる切れ目ない支援事業
- 子育てしやすい環境の整備事業
- 豊かな心を育む特色ある教育の推進事業
- 子どもが主役となる育成環境の創造事業 等

4. 人口減少社会を見据えた、安心して暮らせる地域をつくる事業

- あらゆる世代が健康的に活躍できる地域づくり事業
- 地域コミュニティに根差した安心・安全なまちづくり事業
- 既存ストックを活用し人口減少に対応した地域づくり事業
- 住み続けることのできる交通環境の確保事業 等

【お問い合わせ先】

愛川町 総務部 政策秘書課

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

TEL : 046-285-6924 (直通)

E-mail : kikaku@town.aikawa.kanagawa.jp